

○新居浜市ひとり親家庭医療費助成条例施行規則

昭和49年10月1日

規則第36号

改正 昭和52年7月1日規則第20号 昭和53年6月1日規則第27号
昭和58年2月1日規則第2号 昭和59年4月1日規則第16号
昭和59年7月1日規則第30号 昭和59年12月27日規則第46号
昭和60年7月1日規則第16号 平成2年4月1日規則第14号
平成4年3月1日規則第2号 平成5年4月1日規則第16号
平成6年12月1日規則第33号 平成9年9月9日規則第40号
平成15年4月1日規則第23号 平成19年9月28日規則第31号
平成20年4月1日規則第18号 平成25年3月29日規則第26号
平成27年6月22日規則第37号 平成27年12月28日規則第54号

(題名改正)

(趣旨)

第1条 この規則は、新居浜市ひとり親家庭医療費助成条例（昭和49年条例第35号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(平27規則37・一部改正)

(受給者証の交付申請)

第2条 条例第4条の規定による助成を受けようとする者は、あらかじめひとり親家庭医療費受給者証交付申請書（第1号様式。以下「受給者証交付申請書」という。）に医療保険各法に基づく被保険者証、加入者証又は組合員証を添えて市長に申請しなければならない。

(平6規則33・平19規則31・平27規則37・一部改正)

(受給者証の交付)

第3条 市長は、前条の規定により申請があった場合において、受給資格を有すると認めるときは、ひとり親家庭医療費受給者証（第2号様式。以下「受給者証」という。）を交付しなければならない。

(平19規則31・平27規則37・一部改正)

(保険医療機関等)

第4条 条例第4条第1項に規定する規則で定める保険医療機関等とは、健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又はこれら以外の病院、診療所、薬局その他の者をいう。

(平19規則31・全改)

(助成の方法)

第5条 条例第6条第1項の規定による保険医療機関等に支払うべき額の審査及び支払に関する事務を愛媛県国民健康保険団体連合会に委託することができる。

(平19規則31・全改)

(助成の方法の特例)

第6条 条例第6条第2項の特別の理由とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)により、療養費の支給があったとき。

(2) 国民健康保険法を除く医療保険各法により、前号で規定する療養費に相当する療養費及び家族療養費の支給があったとき。

(3) 受給者証による医療給付を行わない保険医療機関等で診療、薬剤の支給又は手当を受けたとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、保険医療機関等によって助成の請求をすることができない場合

2 条例第6条第2項に規定する助成の申請は、ひとり親家庭医療費助成金請求書(第3号様式)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出することにより行わなければならない。

(1) 受給者証

(2) 被保険者証、加入者証又は組合員証

(3) 保険医療機関等記入欄に記載がない場合は、医療費の内容の分かる領収証

(4) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、前項の請求書を受理したときは、その内容を審査の上、請求者に助成金を支給するものとする。

(平19規則31・全改、平20規則18・平25規則26・平27規則37・一部改正)

(届出事項)

第7条 家庭主等は、受給者証交付申請書に記載した事項に変更があったときは、速やかにひとり親家庭医療費受給者変更届(第4号様式)に受給者証を添え、市長に届け出なければならない。

2 家庭主等は、医療費の助成を受けようとする疾病又は負傷が、第三者の行為によって生じたものであるときは、ひとり親家庭医療費助成事由(被害)届(第5号様式)により直ちに市長に届け出なければならない。

(昭53規則27・昭59規則30・昭59規則46・平19規則31・平20規則18・平27規則37・一部改正)

(受給者証の提示)

第8条 受給資格者が保険医療機関等において医療等を受ける場合は、受給資格者の属する被保険者証、加入者証又は組合員証及び受給者証を提示しなければならない。

(平27規則37・追加)

(受給者証の返還)

第9条 家庭主等は、自己又はその監護する児童の全てが受給資格を失ったときは、その日から14日以内にひとり親家庭医療費受給資格喪失届(第5号様式の2)を提出し、受給者証を、市長に返還しなければならない。

2 家庭主等は、受給者証の有効期間が満了したときは、当該受給者証を直ちに市長に返還しなければならない。

(昭53規則27・昭59規則30・平19規則31・平27規則37・一部改正)

(受給者証の再交付)

第10条 家庭主等は、受給者証を破損し、又は汚損し、若しくは亡失したときは、ひとり親家庭医療費受給者証再交付申請書(第6号様式)を市長に提出し、受給者証の再交付を受けることができる。

2 家庭主等は、前項の申請をする場合において、再交付を申請する理由が、受給者証を破損し、又は汚損したことによるときは、当該破損し、又は汚損した受給者証を添えなければならない。

3 家庭主等は、受給者証の再交付を受けた後、亡失した受給者証を発見したときは、速やかにこれを市長に返還しなければならない。

(昭53規則27・平19規則31・平27規則37・一部改正)

(受給者証の更新)

第11条 受給者証は、毎年7月1日に更新するものとする。

2 受給者証の交付を受けた者は、毎年5月1日から同月31日までの間に、ひとり親家庭医療費受給者証更新申請書(第7号様式)を市長に提出し、受給者証の更新を受けなければならない。

(昭53規則27・平19規則31・平27規則37・一部改正)

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、医療費の助成に関し必要な事項は、市長が定める。

(昭53規則27・平19規則31・平27規則37・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(平15規則23・旧附則・一部改正)

(別子山村の編入に伴う特例)

- 2 別子山村の編入の日前に、別子山村母子家庭医療費助成条例施行規則（昭和49年別子山村規則第5号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

(平15規則23・追加)

附 則（昭和52年7月1日規則第20号）

この規則は、公布の日から施行する。

ただし、既に交付している受給者証については、この規則により改正されたものとみなし、当分の間これを使用することができる。

附 則（昭和53年6月1日規則第27号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和53年4月1日以降の診療に係る医療費について適用する。

ただし、既に交付している受給者証については、この規則により改正されたものとみなし、当分の間これを使用することができる。

附 則（昭和58年2月1日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年4月1日規則第16号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年7月1日規則第30号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年12月27日規則第46号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和60年7月1日規則第16号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成2年4月1日規則第14号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年3月1日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成5年4月1日規則第16号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年12月1日規則第33号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第4条、第7条、第1号様式及び第3号様式の1の規定は、平成6年10月1日から適用する。

附 則（平成9年9月9日規則第40号）

この規則は、公布の日から施行し、平成9年9月1日から適用する。

附 則（平成15年4月1日規則第23号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

ただし、第2号様式の改正規定は、平成15年7月1日から施行する。

附 則（平成19年9月28日規則第31号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正前の新居浜市母子家庭医療費助成条例施行規則（以下「旧規則」という。）の様式の規定により使用されている書類は、改正後の新居浜市母子家庭医療費助成条例施行規則の様式の規定によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現に旧規則の様式の規定により作成されている用紙は、当分の間、これを使用し、又は所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成20年4月1日規則第18号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正前の新居浜市母子家庭医療費助成条例施行規則（以下「旧規則」という。）第1号様式、第3号様式及び第4号様式の規定により使用されている書類は、改正後の新居浜市母子家庭医療費助成条例施行規則第1号様式、第3号様式及び第4号様式の規定によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現に旧規則第1号様式、第3号様式及び第4号様式の規定により作成されている用紙は、当分の間、これを使用し、又は所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成25年3月29日規則第26号）

（施行期日）

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正前の新居浜市母子家庭医療費助成条例施行規則（以下「旧規則」という。）の様式の規定により使用されている書類は、改正後の新居浜市母子家庭医療費助成条例施行規則の様式の規定によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現に旧規則の様式の規定により作成されている用紙は、当分の間、これを使用し、又は所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成 27 年 6 月 22 日規則第 37 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正前の第 7 号様式の規定により使用されている書類は、改正後の第 7 号様式の規定によるものとみなす。

附 則（平成 27 年 12 月 28 日規則第 54 号）

この規則は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

ひとり親家庭医療費受給者証交付申請書

年 月 日

（宛先）新居浜市長

申請者 住所

氏名



電話

次のとおりひとり親家庭医療費受給者証の交付を申請します。
 なお、愛媛県内所在の保険医療機関等であって、次の受給資格者が医療を受けたものの開設者に対し、新居浜市ひとり親家庭医療費助成条例に基づく助成金の請求及び受領の権限を委任します。

				受給者番号		
区分	ふりがな		個人番号	性別	続柄	勤務先又は学校名
	氏名		生年月日			
受給資格者			年 月 日	男・女		
			年 月 日	男・女		
			年 月 日	男・女		
			年 月 日	男・女		
理由	1 死亡 2 離婚 3 遺棄 4 障害 5 未婚の母 6 その他 ()					
加入医療保険	被保険者氏名		保険種別		協 組 退 船 共 新 医 他 後 会 合 職 員 済 国 国 国 期 高 齢	
	保険者名		所在地			
	記号	番号	資格取得年月日			
乳幼児、重心医療の対象者					生年月日	

審査 1 認定 2 却下	所得税 有 () 無	
決 裁	交付年月日	受給者証受領印

第2号様式(第3条関係)

(表)

ひとり親家庭医療費受給者証										
公費負担者 番号										
受給者番号										
住所										
氏名										
受給資格者氏名	性別	続柄						検印		
		生年月日								
		年 月 日								
		年 月 日								
		年 月 日								
		年 月 日								
		年 月 日								
		年 月 日								
交付年月日	年	月	日	有効期限	年	月	日			

上記の者は、新居浜市ひとり親家庭医療費助成条例第2条及び第3条の規定に該当し、同条例第4条の規定による医療費を新居浜市が助成するものであることを証明します。

新居浜市長 印

(裏)

注 意 事 項

- 1 この証は、医療費の助成を受けることができる証ですから大切に保管してください。
- 2 この証は、受給資格者以外は使えません。
- 3 診療を受けるときは、保険証にこの証を添えて保険医療機関等の窓口へ必ず提出してください。
- 4 転出、生活保護受給等、受給資格者からの除外事由に該当し、受給資格者としての資格がなくなったときは、この証は使えなくなりますので速やかにお返してください。
- 5 氏名、住所又は加入医療保険等に変更があったときは、その旨を届け出てください。
- 6 この証を破ったり、汚して使えなくなったり、失ったりしたときは、再交付を受けてください。
- 7 有効期限を経過したときは、この証を使用することができませんから速やかにお返してください。

第3号様式(第6条関係)

家 庭 主 等 記 入 欄	ひとり親家庭医療費助成金請求書	受給者番号																
	請求額金 円也	ただし、 年 月分																
	ひとり親家庭医療費の助成を受けたく、助成金の額を証する書面を添えて上記のとおり請求します。																	
	年 月 日																	
	(宛先)新居浜市長																	
		請求者 住所 _____ 氏名 _____ (印)																
保 険 医 療 機 関 等 記 入 欄	医療保険各法による診療報酬請求額証明書																	
	1 患者氏名	保 種	険 別	協 会	組 合	退 職	船 員	共 済	新 国	医 歯 国	他 国	後 期 高 齢						
	_____	一部負担金の割合																
	2 診療月 年 月分	入院別 外来		入院(日) : 外来(日)														
	3 請求金額の根拠	総診療報酬点数		点														
		他法公費負担額(種別:)		円														
		請求金額		円														
	上記のとおり相違ありません。																	
		年 月 日		保険医療機関等 所在地 _____ 名称 _____ 氏名 _____ (印)														
	助成金決定欄																	
<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="padding: 5px;">本人負担額</td> <td style="padding: 5px;">付加給付額等</td> <td style="padding: 5px;">決定金額</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">()</td> <td style="padding: 5px;">- ()</td> <td style="padding: 5px;">= ()</td> </tr> </table>													本人負担額	付加給付額等	決定金額	()	- ()	= ()
本人負担額	付加給付額等	決定金額																
()	- ()	= ()																

第4号様式（第7条関係）

ひとり親家庭医療費受給者変更届

年 月 日

（宛先）新居浜市長

住 所

氏 名



受給者番号	
-------	--

次のとおり変更したので届け出ます。

変 更 項 目	変 更 前	変 更 後
(家庭 扶養者等)	住 所	
	氏 名	
児童 (被扶養者)	人 数	人
	氏 名	個人番号
	氏 名	個人番号
	氏 名	個人番号
	理 由	
加 入 医 療 保 険	保 険 種 別	協 組 退 船 共 新 医 他 後 ・ ・ ・ ・ ・ 歯 ・ ・ 期 会 合 職 員 濟 国 国 国 高 会 合 職 員 濟 国 国 国 高 齢
	記 号	
	番 号	
	被 保 険 者 証 発 行 機 関 名	
そ の 他 の 事 項		
変 更 年 月 日		年 月 日

- 注 1 この届出には、ひとり親家庭医療費受給者証を添付すること。
 2 児童（被扶養者）欄の理由は、死亡、20歳到達、就学の終了等を簡単に記入すること。
 3 児童（被扶養者）が増員する場合は、増員対象者の個人番号を記入すること。

第5号様式(第7条関係)

ひとり親家庭医療費助成事由(被害)届

年 月 日

(宛先)新居浜市長

届出人 住所

氏名



次のとおり第三者の行為により被害を受けましたので届け出ます。

受給者番号		氏名	
保険医療機関等名			
療養期間	年 月 日から 年 月 日まで		見込 終了
被害の状況 (傷病名)			
加害者	住所		
	氏名		

第5号様式の2(第9条関係)

ひとり親家庭医療費受給資格喪失届

年 月 日

(宛先)新居浜市長

住所

氏名



次のとおり、ひとり親家庭医療費の助成を受ける資格がなくなりましたので届け出ます。

氏 名		受給者番号	
住 所			
資 格 喪 失 理 由			
資 格 喪 失 年 月 日	年 月 日		

第6号様式(第10条関係)

ひとり親家庭医療費受給者証再交付申請書

年 月 日

(宛先)新居浜市長

申請者 住所

氏名



次のとおりひとり親家庭医療費受給者証の再交付を申請します。

家庭主等	氏名		生年月日	年 月 日
	住所			
加入医療保険	被保険者等氏名			
	保険種別			
	記号・番号		被保険者証発行機関名	
受給者番号				
再交付理由	1 破損 2 汚損 3 亡失			

注 再交付理由が1又は2のときは、受給者証を添付すること。

ひとり親家庭医療費受給者証更新申請書

	申請者・住所	氏名	(印)				受付年月日	年 月 日 (宛先)新居浜市長		
	性別	生年月日			電話					
	勤又は職業先				電話					
	受給者番号		第 号				年 月 日 交付			
家庭主等(扶養者)	氏名	生年月日	・	生	住所					
受給資格者	氏名	続柄	性別	生年月日	同居別居の別	現住所	学校・学年等			
					同・別					
					同・別					
					同・別					
					同・別					
備考	保険種別	記号	番号	番号		保険者番号				
	年 月 日現在の世帯主氏名及び住所 世帯主氏名 住所									

第1号様式（第2条関係）

（平27規則54・全改）

第2号様式（第3条関係）

（平15規則23・全改、平19規則31・平27規則37・一部改正）

第3号様式（第6条関係）

（平9規則40・全改、平19規則31・平20規則18・平25規則26・平27規則37・一部改正）

第4号様式（第7条関係）

（平27規則54・全改）

第5号様式（第7条関係）

（昭52規則20・昭59規則30・平19規則31・平25規則26・平27規則37・一部改正）

第5号様式の2（第9条関係）

（昭59規則30・追加、平19規則31・平25規則26・平27規則37・一部改正）

第6号様式（第10条関係）

（昭52規則20・昭59規則30・平19規則31・平25規則26・平27規則37・一部改正）

第7号様式（第11条関係）

（平2規則14・全改、平19規則31・平25規則26・平27規則37・一部改正）